

熊本県における平成16(2004)年度の温室効果ガス排出量について

県では、「熊本県環境基本計画」において、本県における温室効果ガス排出量の削減目標を、京都議定書と同じく、平成22(2010)年度までに温室効果ガスの総排出量(森林による二酸化炭素吸収を含む)を京都議定書の基準年である平成2(1990)年度から6%削減することとしています。

計画の進捗状況を管理するため、県全体の温室効果ガス排出量の把握を行っていますが、今般、平成16年度の本県における温室効果ガス排出量について下記のとおり取りまとめました。

記

1 温室効果ガス総排出量について

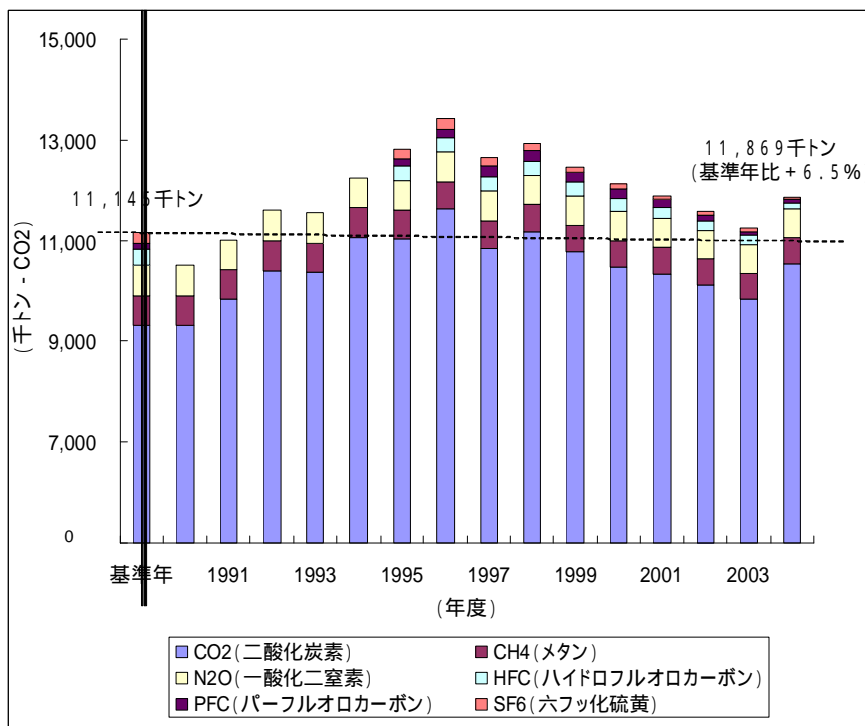
熊本県における平成16年度の温室効果ガス^(注1)の総排出量^(注2)は11,869千トン(二酸化炭素換算)で、京都議定書第3条の規定による基準年(平成2年度)の総排出量(11,145千トン)と比較した場合、6.5%増加^(注3)しています。また、前年度(平成15(2003)年度)の総排出量(11,241千トン)と比較した場合、5.6%増加しています。

注1:温室効果ガスとは、平成10年に制定された「地球温暖化対策の推進に関する法律」の中で定められている二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、代替フロン等(ハイドロフルオロカーボン類(HFC)、パーフルオロカーボン類(PFC)、六ふっ化硫黄(SF₆))の6種類のガスである。これらのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがある。

注2:総排出量とは各温室効果ガスの排出量に地球温暖化係数(温室効果ガスの温室効果をもたらす程度を、二酸化炭素の当該程度に対する比で示した係数)を乗じ、それらを合算したものである。

注3:日本全体における平成16年度の温室効果ガスの総排出量は1,357,000千トン(二酸化炭素換算)で、基準年の総排出量(1,261,000千トン)と比較した場合、7.6%増加しています。また、直近の平成18(2006)年度の温室効果ガスの総排出量(速報値)は1,341,000千トン(二酸化炭素換算)で、基準年の総排出量と比較して6.4%上回っています。

熊本県における温室効果ガス総排出量の推移



2 部門別の温室効果ガス排出量について

基準年(平成2年度)と比較した部門別の伸び率を見ると、家庭部門の13.0%が最も大きく、次いで運輸部門の12.8%、業務その他部門の4.9%と続いています。

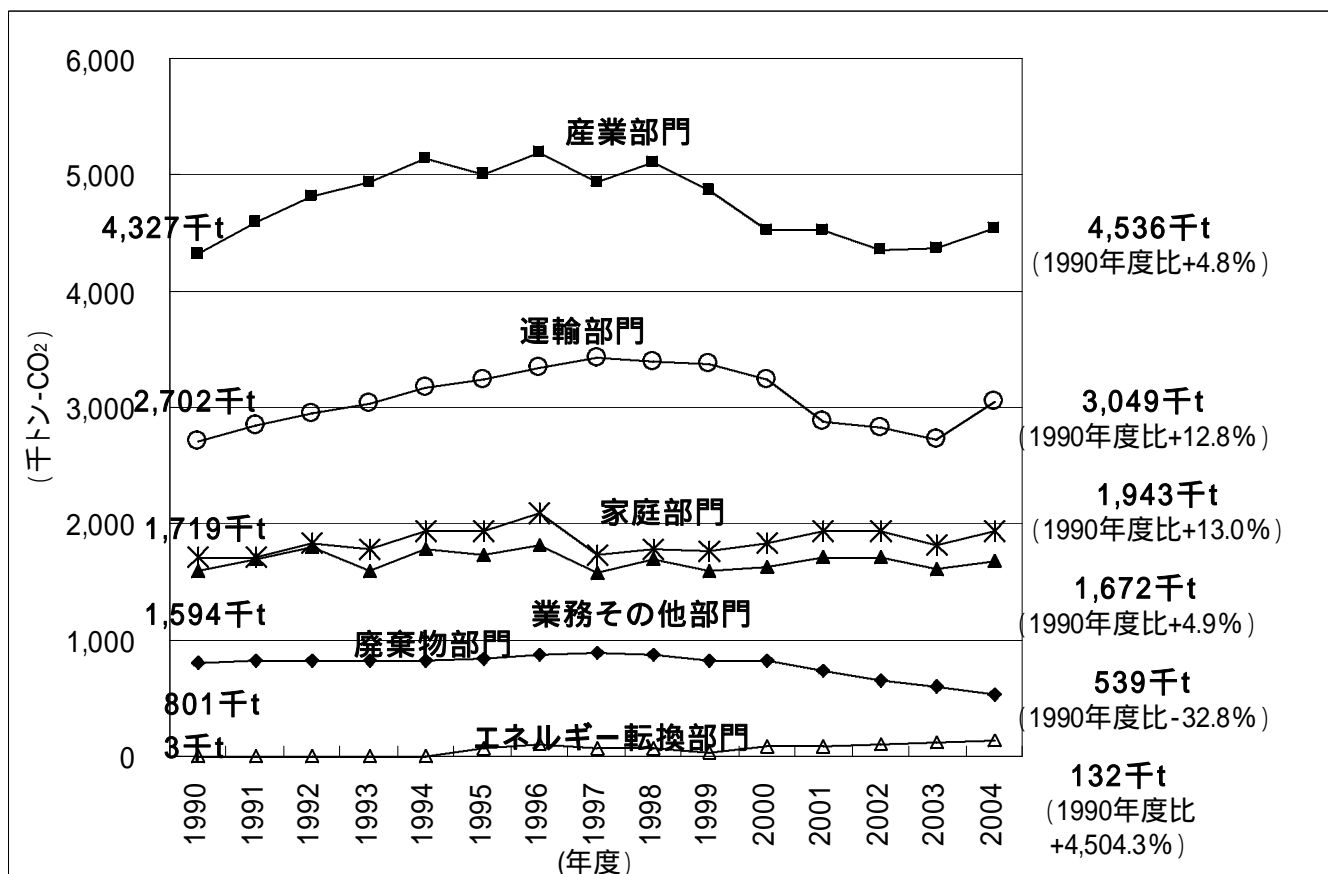
家庭部門においては、世帯数の増加(基準年比16.6%増)^(注1)により、電力消費に伴う二酸化炭素排出量が大きく伸びたことによるところが大きいと考えられます。ただし、一世帯当たりの二酸化炭素排出量は減少(基準年比3.0%減)^(注2)しています。また、運輸部門の増加は自動車のガソリン使用量の増加が原因と考えられます。業務その他部門においても電力消費に伴う二酸化炭素排出量が増加しています。

注1: 基準年(平成2年度)の世帯数578,862世帯(国勢調査)に対し、平成16年度の世帯数は674,815世帯(推計人口)であり、16.6%増加している。

注2: 基準年(平成2年度)の2.97トン-CO₂/世帯に対し、平成16年度は2.88トン-CO₂/世帯であり、3.0%減少している。減少の理由としては、一世帯当たりの人員が減少しているためである。

基準年(平成2年度)の3.179人/世帯に対し、平成16年度は2.745人/世帯であり、13.7%減少している。

熊本県の部門別温室効果ガス排出量の推移



(参考)

温室効果ガスの算定方法について

環境省が平成19年3月に公表した「地球温暖化対策推進計画策定ガイドライン」に基づく算定です。

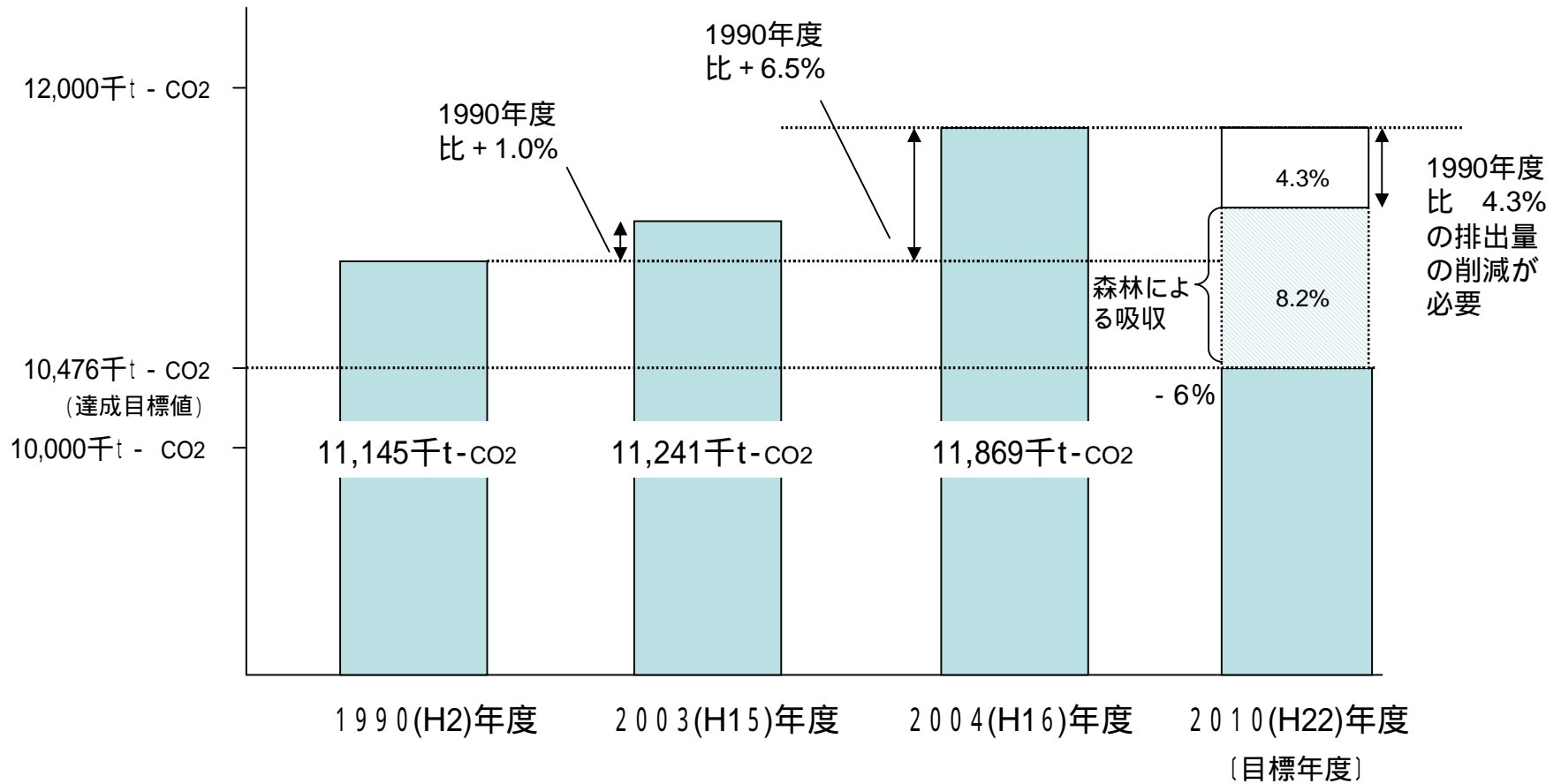
温室効果ガスを排出する活動(電気や燃料の使用、家畜、稲作、廃棄物の焼却、埋立処分等)の活動量に「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」で定められている排出係数をかけて排出量を算定します。また、石油、石炭等の燃料は使用量を熱量に換算してから排出係数をかけて算定します。

温室効果ガスの排出量 = 活動量 × 排出係数(単位生産量等当たりの排出量)

CO₂排出量(燃料の場合) = 燃料の使用量 × 単位発熱量 × 単位発熱量当たり排出量(排出係数) × 44/12(CO₂換算)

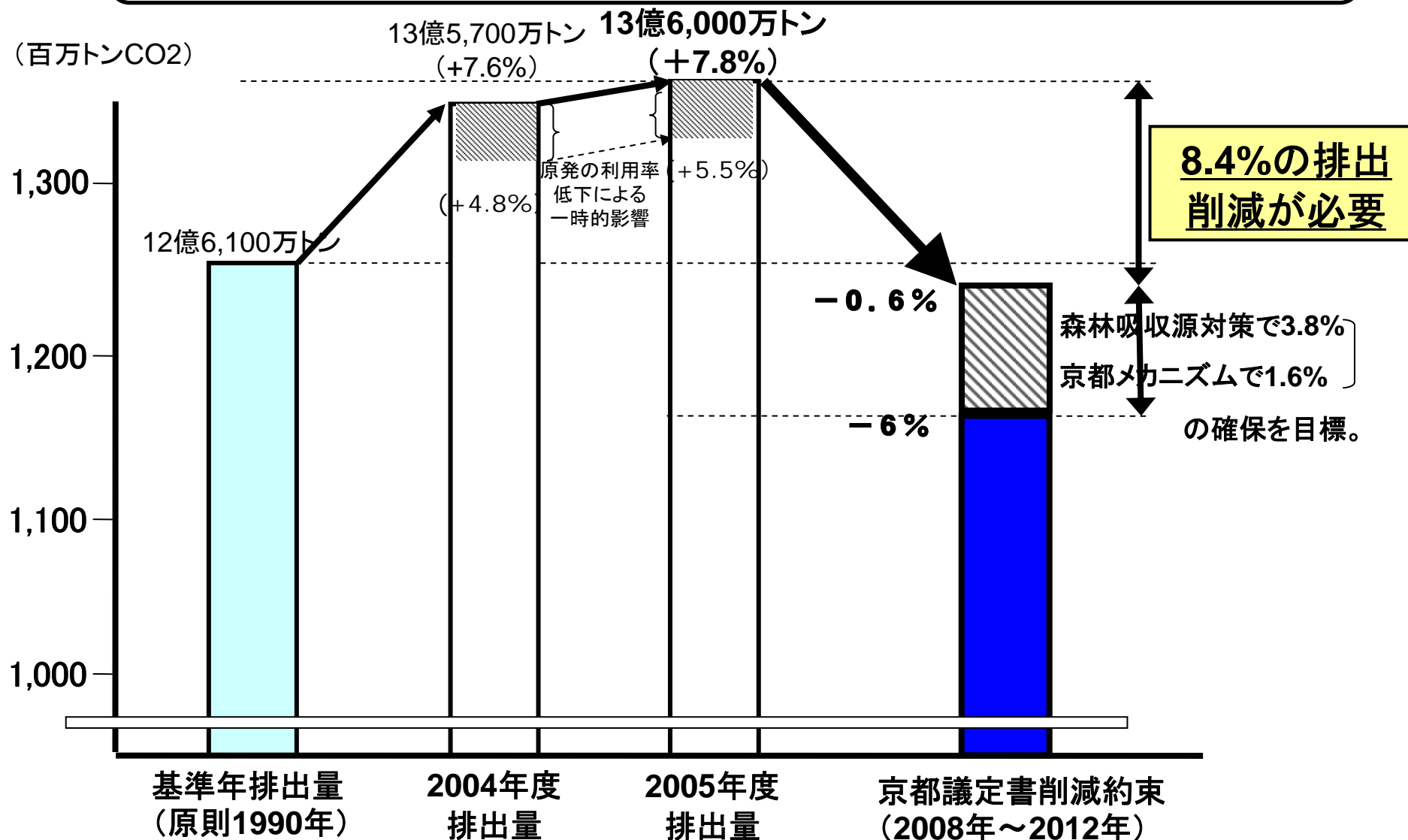
本県における温室効果ガス総排出量の推移・目標

2004年度における本県の温室効果ガス総排出量は、基準年比6.5%上回っており、基準年比6%削減を達成するためには、4.3%の排出削減が必要。



我が国の温室効果ガス排出量

2005年度における我が国の排出量は、基準年比7.8%上回っており、議定書の6%削減約束の達成には、8.4%の排出削減が必要。



本県の地球温暖化防止に関する施策一覧(平成19年度)

H19.11 環境立県推進室作成

本資料は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、本県の地球温暖化防止(温室効果ガス排出削減、森林による二酸化炭素吸収)に関する施策をとりまとめたものであり、地球温暖化の影響に対する適応策(栽培品種の改良等)は含んでいない。

事業名		概要	所管課(室)
(1)温室効果ガス排出削減対策の推進			
家庭部門対策 (生活部門対策)	環境立県くまもと推進普及啓発事業	地球温暖化等の問題を多くの県民が理解し、実感してもらうための「くまもと環境祭」の開催、テレビ・新聞等による関係団体の活動事例や県の取組み等の紹介	環境政策課
	地球温暖化対策推進事業	家庭における温室効果ガス削減の取組を促進するための、くまもとエコファミリーの登録促進・支援、地球温暖化防止活動推進員の活動支援、地域協議会の設立支援等。	環境政策課
	エネルギー対策促進事業	県民、事業者、市町村等への新エネルギー、省エネルギーの普及啓発及び県有施設における率先的な取組みの推進等。	環境政策課
	セミコンフォレスト・ソーラー関連産業推進事業(ソーラーエネルギー等事業推進協議会・普及啓発事業)	産業振興の効果や環境・エネルギー対策の効果を上げるため、県内に限定せず県外の普及、PRを図る。ソーラーエネルギー等事業推進協議会(産学官連携組織)の活動を通じた、各種普及制度の広報、公共施設への率先導入等。(県から協議会に負担金を拠出)	産業支援課
運輸・交通部門対策	地球温暖化対策推進事業(再掲)	家庭における温室効果ガス削減の取組を促進するための、アイドリング・ストップ宣言事業所の登録促進・支援、地球温暖化防止活動推進員の活動支援、地域協議会の設立支援等。	環境政策課
	地方公共交通対策事業(ノンステップバスへの補助)	バス事業者のノンステップバスの購入計画に応じて、その購入費の一部について補助を行う。(補助の対象とならない熊本市交通局の導入分を除く。)	交通対策総室
	熊本都市圏交通問題対策事業(公共交通機関利用促進キャンペーン補助金)	パーク&ライドシステムの推進を図るための普及啓発(「公共交通機関利用促進キャンペーン」の中で併せて推進)	交通対策総室
	熊本都市圏交通問題対策事業(都心結節事業)	熊本市及び合志市等関係諸機関と検討委員会を組織し、市電と電鉄の結節に向けた基本的事項についての検討を行う。また、年度後半には「都心結節推進協議会」を設置し、事業化に向けた具体的な検討を行う。	交通対策総室
	都市圏交通円滑化事業	熊本都市圏の交通渋滞の緩和のため、環状道路、街路等を整備する。また、公共交通機関の利用促進を図り自動車交通を減少させるため、交通結節点の整備を行う。	道路整備課 都市計画課
	渋滞ボトルネック解消の推進	主要観光ルートでの交通の円滑化を図るため、交通管制センターや交通情報板の整備等を行う。	交通規制課
	リサイクル製品利用拡大推進事業	リサイクル建設資材の利用を促進するため、リサイクル建設資材やエコマーク認定製品を、県のグリーン購入推進方針に環境物品として位置付け、県工事において利用拡大を図るとともに、市町村等のグリーン購入の取組を促進する。	環境政策課
事業部門対策 (産業、業務その他部門対策)	生活環境保全等施設整備資金の融資	公害防止施設、産業廃棄物処理施設、生活排水処理施設等の整備の促進を図るため、中小企業者の行う公害防止施設等整備事業、あるいは個人が行う浄化槽整備等に対して融資を行う。(融資期間:7年以内、融資利率:2.17%)	環境保全課
	球磨川流量測定資料作成委託事業	県企業局における、自然環境などに配慮した風力発電及び中小水力発電所の開発の可能性検討(平成20年度は、風力発電を県内2箇所、中小水力発電を県内1箇所で開催予定)	工務課 (企業局)
	セミコンフォレスト・ソーラー関連産業推進事業(うちソーラーエネルギー等事業推進協議会・普及啓発事業)(再掲)	産業振興の効果や環境・エネルギー対策の効果を上げるため、県内に限定せず県外の普及、PRを図る。ソーラーエネルギー等事業推進協議会(産学官連携組織)の活動を通じた、各種普及制度の広報、公共施設への率先導入等。(県から協議会に負担金を拠出)	産業支援課

事業名		概要	所管課(室)
廃棄物部門 対策	バイオマス利活用推進事業	バイオマスの利活用を推進するため、バイオマス利活用に関する普及啓発や事業化に向けた取組みへの支援を行う。(市町村、学校関係者等への研修会、新聞・テレビ広報等)	環境政策課
	くまもとEco燃料拡大推進事業	バイオディーゼル燃料(BDF)の製造や菜の花プロジェクトの取組を促進するため、市町村、事業者、県民に対する普及啓発及び事業化への支援を行う。	環境政策課
	産業廃棄物リサイクル等推進事業	環境調和型企業を育成し、産業廃棄物の排出の抑制及び再利用、再生利用その他適正な処理を促進するため、関係する研究開発などの支援(補助)を行う。	廃棄物対策課
	廃棄物コーディネーター事業	産業廃棄物コーディネーター(2名)を設置し、事業所の産業廃棄物に関する現状や課題の把握、削減やリサイクル等に関する情報提供や助言、事業所間のシーズ・ニーズのマッチング等を行い、事業所等のリサイクル等	廃棄物対策課
	バイオマス利活用フロンティア推進事業(環境保全型農業タイプ)	地域においてバイオマス利活用に関する計画策定、実用化に関する調査・実証、システム構築等に対する補助を行う。	農業技術課
	耕畜連携による堆肥流通促進事業	バイオマス資源である家畜排せつ物の有効利用を促進するため、家畜ふん尿の適正管理を推進するとともに、良質堆肥の生産と耕畜連携等による堆肥の利活用・流通促進を図る。	畜産課
	木質バイオマス利用実証事業	木質バイオマスの利活用を促進するため、本県で盛んな施設園芸農業において木質ペレットボイラーを利用する効果や問題点を明らかにし、農業用加温ハウスへの利用の可能性を検証する。	林業振興課
代替フロン対策	フロン類対策事業	フロン回収業者に対する立入検査、指導、助言等により、フロン回収・破壊法及び自動車リサイクル法等の適切な運用を図る。	廃棄物対策課
(2) 森林による二酸化炭素吸収対策の推進			
	森林環境保全整備事業	人工林の健全な生長の促進と森林の有する公益的機能の維持・増進を図るための間伐等森林整備を実施する。	森林整備課
	高齢級間伐促進事業	国庫補助対象とならない10～11齢級の人工林で、森林所有者と市町村長が10年間以上の伐採林齢の長期化を行う協定を締結した森林の間伐を実施する。	森林整備課
	水とみどりの森づくり事業	平成17年度導入した「水とみどりの森づくり税」を財源とした針広混交林化促進事業において、公益的機能を高めるための強度の間伐による森林整備を実施する。	森林小産政策課 森林整備課
(3) 環境教育の推進			
	動く環境教室事業	地域での環境学習を支援するための動く環境教室(出前授業)、各地で行う環境保全活動を支援するための「エコロジストリーダー養成講座」の開催等。	環境センター
	森とのふれあい推進事業	森林の有する公益的機能について県民の理解を得るため、自然観察会や森林作業体験会の開催、県森林インストラクターのスキルアップ研修等を行う。	森林整備課 (みどり推進室)
	環境教育推進事業	小中学校の環境教育担当者を対象とした「環境教育研修会」の開催や、環境保全に関する各学校の取組みを募集・表彰する「学校版環境ISOコンクール」の実施、県内小学校5年生が水俣を訪問する「子どもエコセミナー」の開催等	義務教育課 (教育庁)
	学習機会提供事業	地下水の保全及び環境保全の様々な取組の普及啓発及び学習の場として、くまもと県民カレッジ(環境コース)を開催する。(前期・後期各10回ずつ)	社会教育課 (教育庁)
(4) 県の事務・事業における温室効果ガス排出削減対策の推進			
	環境管理システム推進事業	ISO14001に基づく環境管理システムの運用や、環境基本計画及び県庁率先実行計画の関連施策の実施状況、目標の達成状況に関する点検、評価及び見直しの実施。また、市町村における地球温暖化対策を推進するための、市町村・事業者への説明会の開催、市町村実行計画の策定支援。	環境政策課